（地方公営企業法施行令の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（特定目的の積立金）」に改め、同条中第一項から第三項までを削り、第四項を第一項とし、同条第五項中「に規定する」を「の規定により積み立てた」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条の二及び第二十四条の三を削る。

第二十五条第一項を削り、同条第二項中「第二十四条第四項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十四条第四項」を「前条第一項」に、「法第十七条の二第一項又は」を「企業債又は法第十七条の二第一項若しくは」に改め、同項を同条第二項とする。

（保育所に係る居室の床面積の特例の適用）

第三条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第百七十四条の二十六第一項又は第百七十四条の四十九の二第一項の規定により適用される児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が条例を定める場合においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条中「都道府県」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第六条の規定による改正前の地方公営企業法第三十二条第一項の規定により積み立てられている減債積立金又は利益積立金は、第二条の規定による改正後の地方公営企業法施行令第二十四条第一項の規定により積み立てられている積立金とみなして、同令の規定を適用する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**

東日本大震災の被害者の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第一項の規定による被害回復給付金の支給の申請等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百七十三号

東日本大震災の被害者の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第一項の規定による被害回復給付金の支給の申請等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であって次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十三年十二月三十一日とする。

一　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること。

二　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること。

三　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること。

四　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること。

五　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十八条の特別支給手続において、同法第二十条において準用する同法第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十条において準用する同法第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第二十条において準用する同法第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに同法第二十条において準用する同法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること。

六　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第三十五条第一項の外国譲与財産による被害回復給付金について、同法第三十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第九条第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、同法第三十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに同法第三十九条において準用する同法第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　**直人**

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百七十四号

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であって次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。

二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。